

# 容量市場におけるリクワイアメント・アセスメント・ペナルティの概要 ～余力活用に関する契約の締結～

2020年6月  
電力広域的運営推進機関

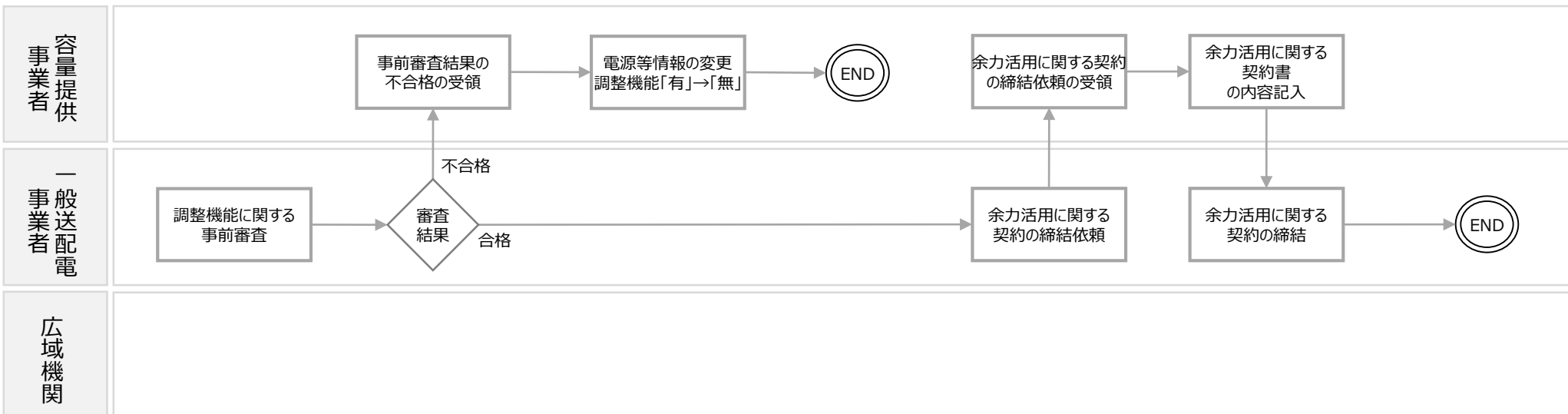
- 本資料は、電力広域的運営推進機関(以下「本機関」という)と容量提供事業者との間で締結する容量確保契約に基づき、容量提供事業者に課されるリクワイアメント、アセスメント（リクワイアメント履行状況の確認）、ペナルティ（アセスメント結果を踏まえた容量確保契約金額の減額など）の内、「余力活用に関する契約の締結」に関する概要をご説明するものです。
- リクワイアメント・アセスメント・ペナルティに関する詳細な手続きおよび容量市場システムへの登録方法などについては、容量市場業務マニュアル リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ編（2020年度以降に公表予定）において規定することとしております。
- 本資料では、今後、容量提供事業者が一般送配電事業者との間で締結する余力活用に関する契約の概要について、ご説明いたします。

## 容量を提供する電源等の区分毎のリクワイアメント

容量を提供する電源等の区分	リクワイアメント	実需給前	実需給中	
			平常時	需給ひっ迫のおそれ
安定電源	余力活用に関する契約の締結	✓		

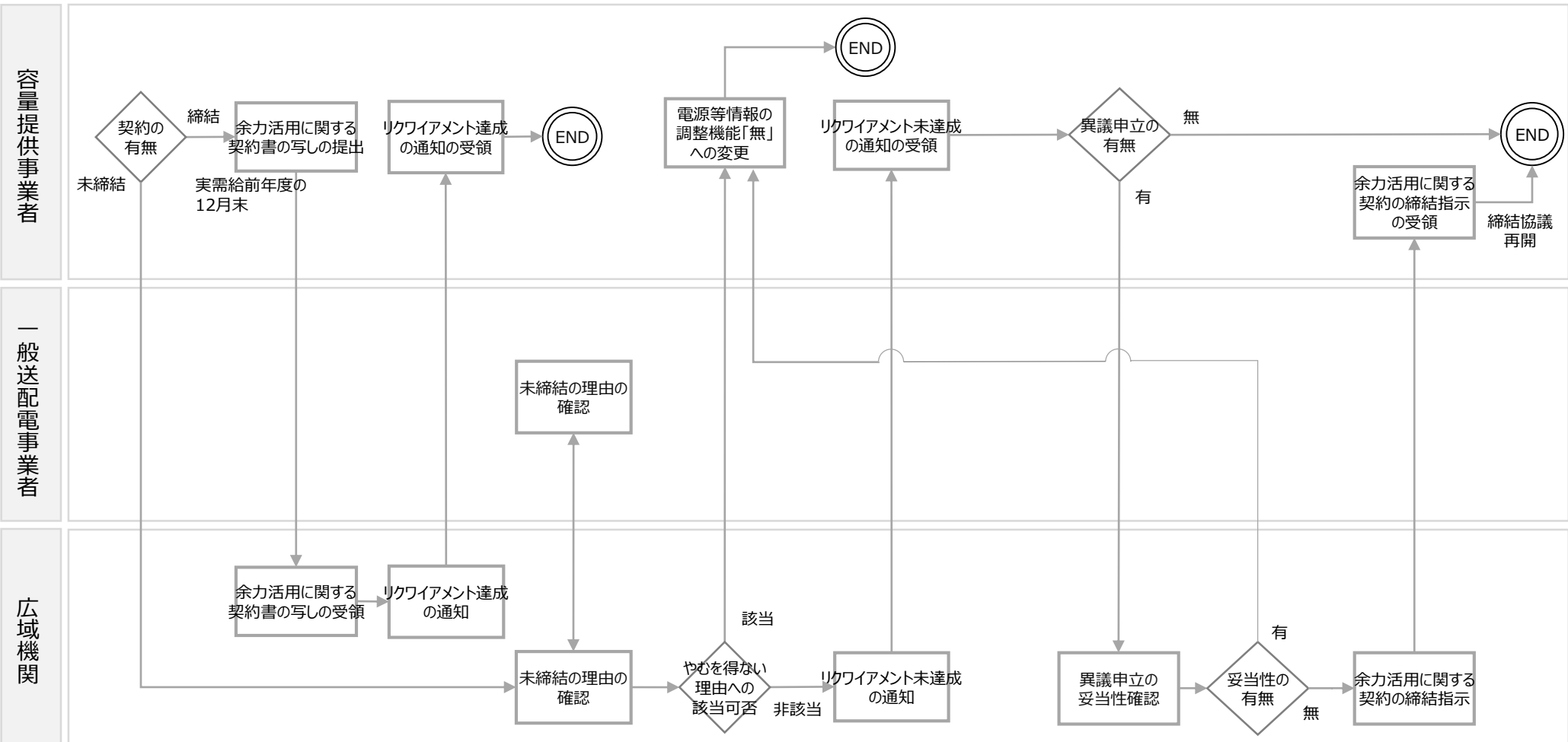
・調整機能「有」と登録した電源は、一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結すること

- 容量提供事業者は、調整機能（需給調整市場における商品の要件を満たす機能を指します）を「有」と登録した電源については、余力活用に関する契約を一般送配電事業者と締結していただくことがリクワイアメントになります。
- ただし、以下に該当し、本機関が妥当性を確認した場合については、余力活用に関する契約を締結しないことを認めることがあります。この場合、電源等情報の調整機能を「無」に変更していただいた上で、リクワイアメント対象外とします。
  - 一般送配電事業者が実施する調整機能に関する事前審査において、不合格となった場合
  - 一般送配電事業者側のやむを得ない理由により、オンライン機能（簡易指令システムを含む※）を構築できない場合（ただし、オンライン機能を構築した場合、速やかに余力活用に関する契約を締結して下さい）（※簡易指令システムの利用については、一般送配電事業者において検討中です）
- 本機関は、調整機能の有無について、容量提供事業者に問い合わせる場合があります。
- 余力活用に関する契約を締結した電源が、容量確保契約において締結した契約容量の全てについて市場退出する場合、一般送配電事業者との合意の上で、余力活用に関する契約を解約することができます。
- 調整機能「無」で登録した電源が、需給調整市場で約定している場合、調整機能「有」の電源として、余力活用に関する契約を締結していただく場合があります。

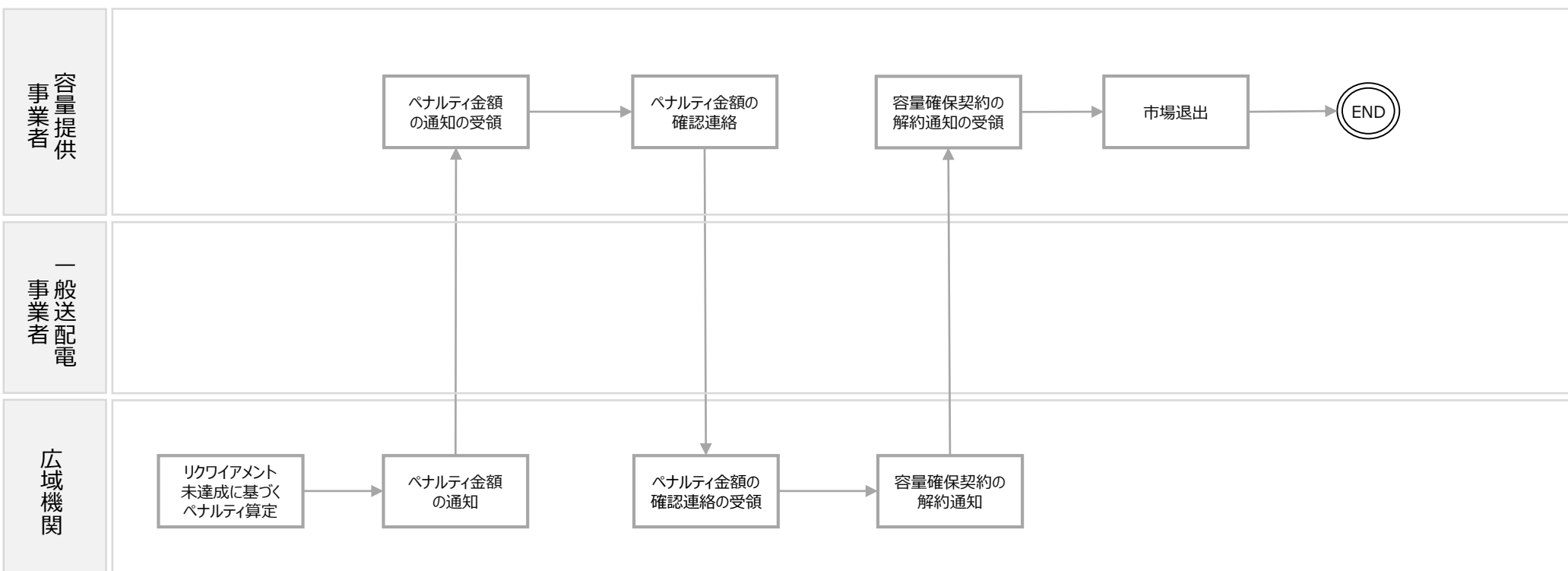


- 容量提供事業者は、一般送配電事業者と締結した余力活用に関する契約の写しを実需給前年度の12月末までに、提出していただきます。
- 本機関は、容量提供事業者が一般送配電事業者との間で余力活用に関する契約を締結していることをアセスメントします。
- 本機関は、余力活用に関する契約が締結されていない場合、および、やむを得ない理由がないにも係らず余力活用に関する契約を解約した場合、原則として、リクワイアメント未達成とします。
- 本機関は、余力活用に関する契約を締結しない理由および解約した理由について、一般送配電事業者に対して問い合わせる場合があります。

- 本機関は、アセスメント結果を容量提供事業者に通知します。
- 容量提供事業者は、本機関が実施するアセスメント結果について、異議がある場合、本機関からの通知から5営業日以内に異議申立することが可能です。
- 容量提供事業者は、異議申立する場合、必要に応じ、余力活用に関する契約を締結できなかった事由が分かる資料を添付してください。



- リクワイアメント未達成の場合、市場退出となり、経済的ペナルティが科されます。
  - 経済的ペナルティ(円) = 容量確保契約金額(円) × 10%
- 上記の経済的ペナルティに加えて、市場退出に係る経済的ペナルティが、別途科されることはありません。
- 容量提供事業者が、余力活用に関する契約に定める規定を履行できない場合において、容量市場としてのペナルティは科されません。  
(ただし、余力活用に関する契約が解約された場合は、容量市場からの市場退出ペナルティが科される場合があります)



- 余力活用に関する契約については、容量提供事業者と一般送配電事業者との間で締結していただきます。（本機関との間の契約ではありません）
- 余力活用に関する契約については、年度契約になります。
- 余力活用に関する契約を締結した容量提供事業者は、一般送配電事業者からの指令に応じてゲートクローズ後の上げ余力・下げ余力を調整力として提供していただきます。
- 容量提供事業者は、一般送配電事業者からの指令を受けた場合、ゲートクローズ前の発電計画の策定業務に支障を与えると判断した場合、事前に通知することにより余力の提供を断ることができます。  
＜発電計画の策定業務に支障を与える事例＞
  - 余力を提供した場合、以降における燃料の配船計画に著しく影響を与える場合
  - 余力を提供した場合、河川法等を遵守できない場合
- 容量提供事業者は、一般送配電事業者からの指令に応じて調整力を提供した場合、一般送配電事業者との間でkWh精算していただきます。
- kWh精算については、容量提供事業者が需給調整市場システムに登録したV1・V2により精算されます。
- 余力活用に関する契約については、 $\Delta$ kWに関する精算はありません。
- 一般送配電事業者からの指令に応じて調整力を提供したものの、指令値に対して過不足が生じた場合については、ペナルティは科されません。（ただし、一般送配電事業者から指令があったにもかかわらず、意図的に指令に応じない場合については、その限りではありません）
- 需給調整市場システムを利用するためには、需給調整市場における市場運営者への申請手続きが必要となります。
- 容量提供事業者は、需給調整市場システムを利用する環境を整えていただく必要があります。
- 容量提供事業者が、新たにオンライン機能（簡易指令システムを含む※）を設置する場合の工期については、専用線の場合は約1年、簡易指令システムの場合は約10カ月になりますので、2024年度の実需給開始に関わらず、早めに一般送配電事業者へ設置申請してください。（※簡易指令システムの利用については、一般送配電事業者において検討中です）
- 余力活用に関する契約の詳細については、別途、一般送配電事業者から公表される予定です。